

高知県工業団地開発関連事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧												
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年3月19日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第5号から第8号まで及び第10号並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成29年3月17日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月8日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="color: red;">この要綱は、令和6年10月24日から施行する。</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年3月19日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第5号から第8号まで及び第10号並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成29年3月17日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月8日から施行する。</p>												
<p>別表第1 (第3条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">補助対象事業</th> <th style="width: 30%;">補助対象経費</th> <th style="width: 40%;">補助率及び補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる関連事業であって市町村が行う新設及び改良工事 1 道路整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する市町村道その他の道路 2 用排水施設整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する用水路又は排水路、洪水調整池等(利水機能の池を含む。) 3 公園・緑地整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する公園、緑地等(防災広場を含む。) 4 その他の事業 1から3までに掲げる事業のほか、共同開発事業計画地に密接に関連する施設であって知事が特に必要であると認められたもの</td> <td>本工事費、用地費及び補償費、測量及び試験費(調査、測量及び試験に要する費用)であって、地方債の利子償還額(償還予定分を含む)及び国等から交付される補助金等を除き市町村が負担することとなる費用</td> <td>2分の1以内 ただし、これによりがたい場合には、知事が必要と認める額とする。</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助金額	次に掲げる関連事業であって市町村が行う新設及び改良工事 1 道路整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する市町村道その他の道路 2 用排水施設整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する用水路又は排水路、洪水調整池等(利水機能の池を含む。) 3 公園・緑地整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する公園、緑地等(防災広場を含む。) 4 その他の事業 1から3までに掲げる事業のほか、共同開発事業計画地に密接に関連する施設であって知事が特に必要であると認められたもの	本工事費、用地費及び補償費、測量及び試験費(調査、測量及び試験に要する費用)であって、地方債の利子償還額(償還予定分を含む)及び国等から交付される補助金等を除き市町村が負担することとなる費用	2分の1以内 ただし、これによりがたい場合には、知事が必要と認める額とする。	<p>別表第1 (第3条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">補助対象事業</th> <th style="width: 30%;">補助対象経費</th> <th style="width: 40%;">補助率及び補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる関連事業であって市町村が行う新設及び改良工事 1 道路整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する市町村道その他の道路 2 用排水施設整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する用水路又は排水路、洪水調整池等(利水機能の池を含む。) 3 公園・緑地整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する公園、緑地等(防災広場を含む。) 4 その他の事業 1から3までに掲げる事業のほか、共同開発事業計画地に密接に関連する施設であって知事が特に必要であると認められたもの</td> <td>本工事費、用地費及び補償費、測量及び試験費(調査、測量及び試験に要する費用)、地方債の利子償還額(償還予定分を含む)であって、国等から交付される補助金等(地方交付税を含む)を除き市町村が負担することとなる費用</td> <td>2分の1以内 ただし、これによりがたい場合には、知事が必要と認める額とする。</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助金額	次に掲げる関連事業であって市町村が行う新設及び改良工事 1 道路整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する市町村道その他の道路 2 用排水施設整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する用水路又は排水路、洪水調整池等(利水機能の池を含む。) 3 公園・緑地整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する公園、緑地等(防災広場を含む。) 4 その他の事業 1から3までに掲げる事業のほか、共同開発事業計画地に密接に関連する施設であって知事が特に必要であると認められたもの	本工事費、用地費及び補償費、測量及び試験費(調査、測量及び試験に要する費用)、地方債の利子償還額(償還予定分を含む)であって、国等から交付される補助金等(地方交付税を含む)を除き市町村が負担することとなる費用	2分の1以内 ただし、これによりがたい場合には、知事が必要と認める額とする。
補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助金額											
次に掲げる関連事業であって市町村が行う新設及び改良工事 1 道路整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する市町村道その他の道路 2 用排水施設整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する用水路又は排水路、洪水調整池等(利水機能の池を含む。) 3 公園・緑地整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する公園、緑地等(防災広場を含む。) 4 その他の事業 1から3までに掲げる事業のほか、共同開発事業計画地に密接に関連する施設であって知事が特に必要であると認められたもの	本工事費、用地費及び補償費、測量及び試験費(調査、測量及び試験に要する費用)であって、地方債の利子償還額(償還予定分を含む)及び国等から交付される補助金等を除き市町村が負担することとなる費用	2分の1以内 ただし、これによりがたい場合には、知事が必要と認める額とする。											
補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助金額											
次に掲げる関連事業であって市町村が行う新設及び改良工事 1 道路整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する市町村道その他の道路 2 用排水施設整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する用水路又は排水路、洪水調整池等(利水機能の池を含む。) 3 公園・緑地整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する公園、緑地等(防災広場を含む。) 4 その他の事業 1から3までに掲げる事業のほか、共同開発事業計画地に密接に関連する施設であって知事が特に必要であると認められたもの	本工事費、用地費及び補償費、測量及び試験費(調査、測量及び試験に要する費用)、地方債の利子償還額(償還予定分を含む)であって、国等から交付される補助金等(地方交付税を含む)を除き市町村が負担することとなる費用	2分の1以内 ただし、これによりがたい場合には、知事が必要と認める額とする。											